

令和3年度第5回伊勢市総合計画審議会 議事要録

◆日時 令和3年12月22日（水）19：00～20：30

◆会場 シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢 4階大会議室

◆出席委員

杉山謙三委員、藤本美保子委員、山田純也委員、竜田和代委員、宮崎吉博委員、酒徳雅明委員、村田典子委員、伊藤良栄委員、水谷賢委員、齋藤平委員、森田道子委員

◆欠席委員

永井 正高委員、森口 留美子委員、村田 久実委員、西村 幸泰委員

◆出席職員

情報戦略局【情報戦略局長、情報戦略局次長、企画調整課課長補佐】
環境生活部【環境生活部長、環境生活部参事】、教育委員会事務局【事務部長】
健康福祉部【健康福祉部長】、危機管理部【危機管理部長】
産業観光部【産業観光部長】、都市整備部【都市整備部長】
総務部【総務部長】、上下水道部【上下水道部長】、消防本部【消防長】

◆議事概要

- 1 第3次伊勢市総合計画中期基本計画案について
 - ・第3次伊勢市総合計画中期基本計画案について、事務局より説明

《意見・質問など》

※以下の要録は、事務局により要旨を編集したものです。微妙なニュアンス等が表現されておりませんので、ご了承ください。

(1) 分野別計画

●分野3 環境

【施策1 循環型社会】

【施策3 環境教育】

・目標指標「燃えるごみ総量（t）」、「市が事業所等と連携して環境教育を実施した回数（回）」について、現状値よりも目標値が大きくなってから減少させるなど分かりづらい。新型コロナウイルス感染症の影響で現状値が例年と比べて低いなどの事情があるのであれば、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の実績値を表示するなどしては。

→新型コロナウイルス感染症の影響で一時的な増減があるものなど、現状値と目標値の関係が分かりづらいものについては、表記を検討したい。

(2) 分野横断課題

④ダイバーシティ社会の実現

- ・前回提案した「当事者の想い・声を聴きながら」などの当事者の視点について、「さまざまな方」という表現をされているが、一般的な言葉であり、マイノリティや社会的に弱い立場の人にスポットをあてた表現となっていないのではないかと。
→「当事者」という言葉が読み手にどういう印象を与えるか考慮した結果、「さまざまな方」という表現とした。再度検討したい。
- ・上記意見について、「さまざまな環境に置かれている方」という表現はどうか。
- ・「個性を尊重する」という表現ではどうか。

⑦自然災害への備え

- ・文中に「事前防災を考慮したまちづくり」という表現があるが、事前復興計画の作成は検討していないかと。
→まだ策定には至っていないが、策定に向けて動き出しているところである。

(3) モニタリング指標

- ・避難経路において問題となる住宅戸数（アパート、一軒家、共同住宅など）はどうか
- ・また、上記に対する空家の割合など
→データがとれるものか確認し、精査します。
- ・経常収支比率について、以前、まちの状況を表すバロメータとして検討すると整理したと思うが、モニタリング指標として設定はしないのか。また、財政を表す何らかの指標が必要ではないかと。
→経常収支比率については、国の政策などによる影響を受けやすい一方で、市の財政執行によりコントロールすることもできる指標である。モニタリング指標としての設定には馴染まないと判断した。
- ・産業分野別の指標は設定できないかと。
→産業別の指標も検討したが、細かく分類するほど市の施策による効果が出やすくなることから、モニタリング指標としての設定には馴染まないと判断した。
- ・高校卒業後の進路が県内の方は20%程で三重県がワースト1位か2位だったかと思う。県レベルの話で、市の施策だけでは効果はでないものであるが、そういった観点の指標も設定しては。
- ・財政に関する指標も設定できないか検討いただきたい。

- ・「防災ささえあい名簿登録者数」も大事だが、その手前の防災意識の状況を図る指標が必要ではないか。
- ・「防災ささえあい名簿」については、地域との協働により登録や個別避難計画の作成等に取り組んでいる。

2 その他

- ・市民憲章について

《結論》

・次の3点から「現時点においては、直ちに市民憲章の制定が必要とは言えない。」ことを、審議会としての意見とする。

- ① 市民憲章の制定の目的として市民が共感・共有できる「解決すべき課題」等がなく、活用が見込めない。
- ② 市民憲章は、その性質上、不変性が高いものであることから、変化の早い時代においては、価値観等の変化に対応することが困難である。
- ③ 市民アンケートにおいても、制定を求める回答は少数であり、市民からの要請があるとは言えない。

《意見》

- ・市民アンケートの結果について、「必要である」が3割に満たないことから、今の時代には必要ないものではないか。制定や改定には労力も時間もかかるものであり、一度制定すると、時代に合わせて更新することも難しく、変化の早い時代においては、対応できない。
- ・市民みんなが思いを寄せるものとしての「市の花・木・鳥」の方が市のシンボルとして重要では。
→現在、制定に向けた取組を進めている最中である。
- ・旧伊勢市民でも市民憲章自体を知らない人がほとんどで、関心がないというのが正直なところではないか。用途がなければ、制定すること自体に意味はない。